



平成30年度に採用する嘱託員を募集します

募集職種・問い合わせ先	採用人数	応募資格	試験日	受付期間	報酬額
国民年金相談嘱託員 保険年金課 ☎042-460-9825	若干名	社会保険労務士資格がある方	2月3日(土)	1月15日(月)～25日(木)	日額 9,300円
国民健康保険料収納推進嘱託員 保険年金課 ☎042-460-9824	1人	次の全てに該当する方 ●国民健康保険に深い理解と関心を持ち、収納事務に熱意がある ●パソコンの基本操作ができる			月額 165,000円
建築行政事務補助嘱託員 建築指導課 ☎042-438-4026	1人	次の全てに該当する方 ●特定行政庁での受付等事務経験がある ●意欲をもって職務を遂行すると認められる ●パソコンの基本操作ができる	2月7日(水)	1月15日(月)～31日(水)	月額 168,800円
保育園保育嘱託員 保育課 ☎042-460-9842	14人程度	子どもの保育に深い理解と関心があり、保育に情熱を持って対応でき、次のいずれかに該当する方 ●保育士資格があり、都道府県知事の保育士登録を受けている ●平成30年3月31日までに保育士資格を取得見込み ※職務区分によっては無資格者でも可。詳細は募集要項をご覧ください。	2月10日(土)	1月15日(月)～26日(金)	時間額 1,390円～1,440円
保育園看護嘱託員 保育課 ☎042-460-9842	1人程度	次の全てに該当する方 ●看護師資格がある ●看護師としての実務経験がある			月額 204,120円
公民館保育員 柳沢公民館 ☎042-464-8211	3人程度	次のいずれかに該当する方 ●保育士資格を取得しているまたは平成30年3月までに取得見込み ●幼稚園教諭免許を取得しているまたは平成30年3月までに取得見込み ●学習支援保育を理解し、乳幼児の保育に関する知識がある		1月15日(月)～2月2日(金)	時間額 1,150円
学校司書 教育指導課 ☎042-438-4075	1人程度	司書または司書教諭資格がある方	2月17日(土)	1月15日(月)～23日(火)	日額 8,640円
学習支援員 教育指導課 ☎042-438-4075	1人程度	次のいずれかに該当する方 ●小学校教諭免許を取得しているまたは平成30年3月31日までに取得見込み ●学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学において心理学・教育学・児童学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業			時間額 1,500円
エコプラザ西東京事務嘱託員 環境保全課 (エコプラザ西東京・☎042-438-4042)	1人	次の全てに該当する方 ●パソコンの基本操作ができる ●土・日曜日、祝日に勤務できる ●環境、ごみ問題に関心がある	2月19日(月)	1月15日(月)～31日(水)	時間額 1,340円

※書類選考および面接試験により選考します。 ※年齢の上限なし ※市外在住の方も受験可
※報酬額は平成29年度実績などです。詳細は、平日に各問い合わせ先へご連絡ください。
※募集要項を必ずご確認ください。募集要項は、●各問い合わせ先の窓口 ●職員課(田無庁舎5階) ●保谷庁舎総合案内(保谷庁舎に問い合わせ先がある職種を除く) ●市HPで、1月15日(月)から各職種の受付期間終了日まで配布します。

災害に強いまちづくり

市では、災害に強いまちづくりを推進するため、分譲マンションおよび木造住宅の耐震診断・耐震改修などの費用の一部を助成します(要事前申請)。

◆住宅課 ☎042-438-4052

分譲マンション

◆耐震アドバイザーの派遣

☑ ●耐震診断・改修に係る区分所有者間の合意形成 ●耐震診断・改修の必要性や改修に至るまでの取組方法

☑ 分譲マンションの管理組合など

☐ 派遣回数 同一の分譲マンションに対して1回2人、計3回まで

◆耐震診断費用の助成

☐ 対象住宅 市内の耐火建築物および準耐火建築物の3階建て以上で、昭和56年5月31日以前に建築されたもの

☐ 助成額 費用の3分の2(200万円)まで

◆補強設計費用の助成

☐ 対象住宅 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合せず、市の基準に適合して補強設計を行うもの

☐ 助成額 費用の3分の2(200万円)まで

◆耐震改修等費用の助成

☐ 対象住宅 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合せず、市の基準に適合して耐震改修等(建替・除却を含む)を行うもの

☐ 助成額 費用の23%(1,500万円)まで

木造住宅

◆耐震診断費用の助成

☐ 対象住宅 現に居住している、昭和56年5月31日以前に建築されたもの

☐ 助成額 費用の2分の1(6万円)まで

◆耐震改修等費用の助成

☐ 対象住宅 分譲マンションの「耐震改修等」に同じ

☐ 助成額 費用の3分の1(30万円)まで

※別途、所得税の特別控除制度がありますので、お問い合わせください。

◆耐震シェルター設置費用の助成

☑ 65歳以上または身体障害者手帳(1～4級)をお持ちの方がいる世帯

☐ 対象住宅 左記「耐震診断」に同じ

☐ 助成額 費用の10分の9(30万円)まで

戸別訪問および助成金拡充

新たに重点的に耐震化を推進する区域を「緊急耐震重点区域」として定め、戸別訪問などによる普及啓発および助成金の拡充を実施します。

◆緊急耐震重点区域(老朽木造建築物棟数率が高い地域)

- ①南町2丁目
- ②谷戸町1丁目
- ③中町2丁目
- ④北原町1丁目
- ⑤南町4丁目
- ⑥保谷町3丁目
- ⑦南町1丁目
- ⑧泉町1丁目
- ⑨ひばりが丘北2丁目
- ⑩泉町5丁目
- ⑪保谷町2丁目
- ⑫保谷町6丁目
- ⑬芝久保町4丁目
- ⑭柳沢5丁目
- ⑮住吉町4丁目
- ⑯泉町6丁目
- ⑰東町4丁目
- ⑱ひばりが丘1丁目
- ⑲東伏見5丁目

◆戸別訪問

市の職員が訪問し、リーフレットなどを用いて耐震化の必要性・助成制度を説明します。

☐ 期間 平成29年4月1日～平成32年3月31日

☐ 対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築された木造一戸建て住宅・分譲マンション

◆助成金の拡充

木造住宅および分譲マンションの耐震改修等費用の助成額に30万円を加算します。

☐ 期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日

※分譲マンションは、平成33年3月31日までに耐震改修等工事に着手する必要があります。

共通事項

- 助成金額は1,000円未満を切り捨て
- 助成金の交付は、同一の住宅に対して各1回を限度とし、いずれも完了後に交付(改修またはシェルター設置はどちらか1回)

※そのほか助成条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。申請前に着工などをした場合は、助成できませんのでご注意ください。

※助成金については各年度の予算の範囲となります。